相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市奥田四番地二六、最後の住所富山県富山市花園町四丁目九番一七号
被相続人　亡　北山　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月一日
富山県富山市花園町三丁目六番二一号ムライ一号館二〇一号
相続財産管理人　弁護士　大石　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市西浦古宇三七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　真野亜紀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月一日
静岡県沼津市吉田町三〇番七号高木法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙木　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区東白島町二七番地、最後の住所広島市安佐南区高取北一丁目一七番四一号
被相続人　亡　中村ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月一日
事務所広島市中区東白島町二一番一〇号　東白ビル　相続財産管理人　竹岡龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市入江町八番地二、最後の住所山口県下関市入江町二番一八号
被相続人　亡　増元　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月一日
北九州市小倉北区田町一一番一六号　相続財産管理人　司法書士　弦本　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬伊津部一一〇五番地、最後の住所沖縄県沖縄市安慶田一丁目二二番一一号　被相続人　亡　川﨑　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月一日
事務所鹿児島県奄美市名瀬港町六番一一一　二〇八号メゾン二一
相続財産管理人　司法書士　清正壮太郎

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社野心満々　株式会社野心満々　東京都中央区日本橋二丁目一六番一二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年二月一日
東京都中央区日本橋二丁目一六番一二号
株式会社野心満々
代表取締役　佐藤　幹雄

任意清算公告

当法人は、平成二十三年一月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月一日
大阪府守口市金下町二丁目二番五号
司法書士法人他谷総合事務所
社員　他谷富美子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年２月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①もちづきトラベル　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－461号　④株式会社もちづき　千葉県山武郡大網白里町南今泉4604　代表取締役　望月昭宏　⑤大網旅行センター　千葉県山武郡大網白里町大網1９－３　⑥平成５年１月20日　⑨平成22年３月17日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県山武郡大網白里町南今泉4604番地　株式会社もちづき　代表取締役　望月昭宏

Ｃ　①株式会社ＨＳサポート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6285号　④株式会社ＨＳサポート　東京都新宿区西新宿３丁目５番３号　代表取締役　大屋政士　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿３丁目５番３号西新宿ダイヤモンドパレス916号　⑥平成22年３月４日　⑨平成22年10月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿３丁目５番３号　株式会社ＨＳサポート　代表取締役　大屋政士

Ｂ　①ダイヤモンドフィールド株式会社（ダイヤモンドフィールドトラベル）　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4623号　④ダイヤモンドフィールド株式会社　大阪府大阪市中央区島之内一丁目19番21号　代表取締役　馬塲成幸　⑤ダイヤモンドフィールドトラベル東京支店　東京都中央区銀座８丁目５番４号マジソンビル８階　⑥平成10年５月18日　⑧平成22年９月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫大阪府大阪市中央区島之内一丁目19番21号　ダイヤモンドフィールド株式会社　代表取締役　馬塲成幸

Ｂ　①日本観光トラベル株式会社　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２－268号　④日本観光トラベル株式会社　静岡県静岡市清水区草薙杉道２丁目12番22号　代表取締役　西ヶ谷博　⑤本社営業所　静岡県静岡市清水区草薙杉道２丁目12番22号　⑥昭和60年12月18日　⑧平成22年12月24日　⑩金280万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県静岡市清水区草薙杉道２丁目12番22号　日本観光トラベル株式会社　代表取締役　西ヶ谷博